

お客さま各位

令和7年8月
大阪シティ信用金庫

貸金庫規定改定のお知らせ

令和7年5月30日、金融機関による貸金庫業務の適正化を図るため、金融庁の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が改正されました。

本改正には、マネー・ローンダリング等防止の実効性確保等の観点が盛り込まれ、マネー・ローンダリングのリスクが高い物品として「現金」が明示され、貸金庫に保管することが望ましくない旨が示されました。

これを受け、当金庫では、以下のとおり関連規定を改定いたします。改定後の規定は、以前からお取引をいただいているお客さまに対しても適用されますので、あらかじめご了承ください。

1. 改定の対象となる規定 貸金庫規定

2. 改定内容

(1) 主な改定内容

- ①貸金庫に格納いただけないものに「現金」を追加
- ②貸金庫の利用目的（適切にご利用いただいていること）を書面等で申告いただくこと 等

(2) 新旧対照表

>[こちらをご参照ください。](#)

3. 改定後の規定

>[こちらをご参照ください。](#)

4. 改定日

令和8年2月1日（日）

5. ご留意点

(1) 現在、貸金庫内に現金を格納されているお客さまにおかれましては、今後、貸金庫をご利用の際に現金をお取り出しいただきますよう、お願いいたします。

(2) なお、2. (1) ②に記載の書面「貸金庫借用に関する申告書」につきましては、次のとおり取り扱いをさせていただきます。

①カード式の貸金庫をご利用のお客さま

本年の9月以降をめぐり、お届けいただいている住所宛てに郵送等させていただきますので、次回ご利用時にご持参をいただく、または、郵送で返信いただきますようお願いいたします。

②店頭において受け付させていただいているお客さま

10月以降、ご利用いただく際にご記入いただく「貸金庫開閉票」の裏面の「貸金庫借用に関する申告書」で申告をお願いいたします。

なお、申告書記載の内容につきましては、本年の9月以降をめぐり、お届けいただいている住所宛てに郵送させていただきます「貸金庫借用に関する申告書」と同様の内容となります。

規定改定に伴い、お手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上